

第2回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

平成25年5月28日提出

1. 件数 4件

【内訳】 議案 4件（専決処分の報告及びその承認 3件 予算関係 1件）

2. 議案の要旨

専決処分の報告及びその承認

議案第65号から
議案第67号まで 専決処分の報告及びその承認について

【趣旨】

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり3件の条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第4号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について 平成25年3月30日専決】

【趣旨】

専決処分の理由

地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、市税条例の一部を改正する条例を同年3月30日付けで専決処分したものを。

○平成25年度地方税制改正の趣旨

現下の経済情勢等を踏まえ、「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業等対策のための税制上の措置を講ずる 社会保障・税一体改革を着実に実施するため、所得税、相続税及び贈与税についての所要の措置、住宅取得に係る税制上の措置等を講ずる 震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずるため、地方税制の改正を行うもの。

【主な内容】

南相馬市税条例の一部改正の概要

(1) 固定資産税の納税義務者等に係る規定の一部改正（第54条第5項）

独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置及び独立行政法人森林総合研究所が農用地総合整備事業の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置が適用期限の到来により廃止されたことに伴い、関係する条文を改めるもの。

(2) 特別土地保有税の納税義務者に係る規定の一部改正（第131条第4項）

独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る特別土地保有税の納税義務者の特例措置が適用期限の到来により廃止されたことに伴い、関係する条文を改めるもの。

(3) 施行日 平成25年4月1日

【専決第5号 南相馬市税特別措置条例の一部を改正する条例制定について 平成25年3月30日専決】

【趣旨】

専決処分の理由

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置の適用期間が平成25年3月31日から平成27年3月31日へ2年間延長されたことに伴い、市税特別措置条例の一部を改正する条例を同年3月30日付けで専決処分したもの。

【主な内容】

南相馬市税特別措置条例の一部改正の概要

(1) 適用期限の延長

地方税の不均一課税に伴う措置の適用期限を平成25年3月31日から平成27年3月31日へ2年間延長されたため、必要な改正を行うもの。

(2) 施行日 平成25年4月1日

参 考

製造業などの用に供する償却資産、家屋、土地について、1年間に2,700万円を超える設備投資をした場合、3年間固定資産税の税率が次のようになる。

第1年度 100分の0.14

第2年度 100分の0.35

第3年度 100分の0.7

平成24年度市税特別措置条例固定資産税不均一課税による軽減税額の内訳

(単位：円)

企業数	不均一課税による軽減税額			
	土地	家屋	償却資産	合計税額
6	0	87,100	9,604,900	9,692,000

【専決第 6 号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
平成 25 年 3 月 30 日専決】

【趣旨】

専決処分の理由

地方税法の一部を改正する法律等が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同年 3 月 30 日付けで専決処分したもの。

【主な内容】

南相馬市国民健康保険税条例の一部改正の概要

国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の 5 年間 2 分の 1 減額する現行措置に加え、その後 3 年間 4 分の 1 減額する措置を講ずるもの。

(1) 国民健康保険税軽減制度に係る特例（第 5 条の 2）

被保険者均等割額又は世帯別平等割額の減額について、減額の対象を判定する基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者（以下「特定同一世帯所属者」という。）をその算定上含むこととする措置について、移行後 5 年目までの間に限っていた要件を撤廃し、恒久的な措置とするもの。

（例）夫婦 2 人世帯（夫（世帯主）：75 歳以上、妻：75 歳未満）

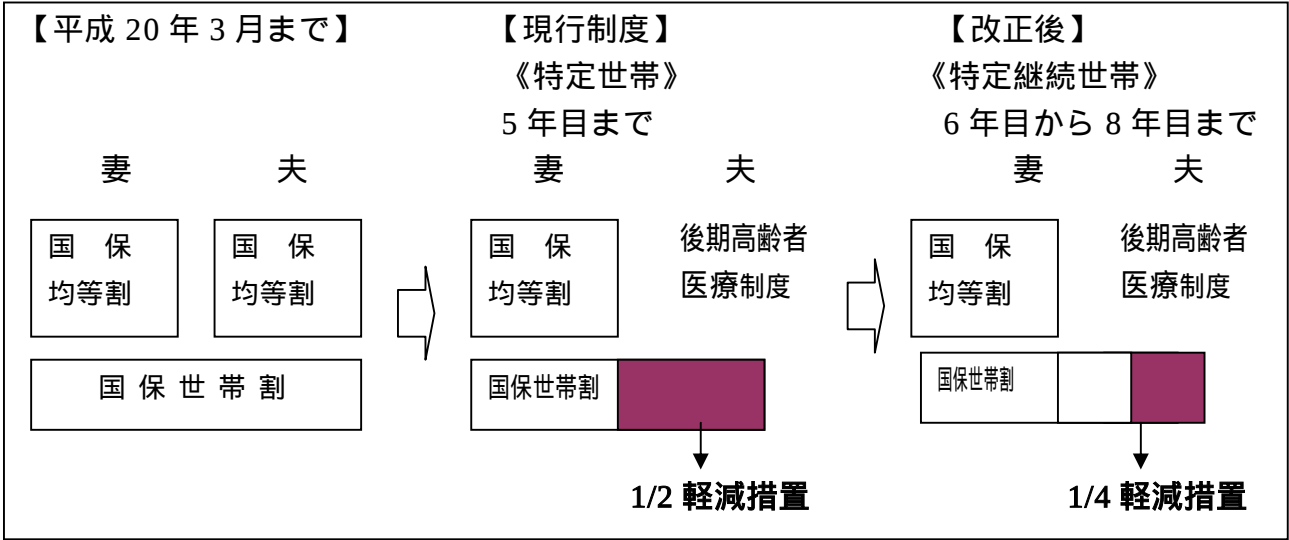
【20 年 3 月まで】 $(35 \text{ 万円} \times \text{世帯に属する被保険者数}) + 33 \text{ 万円以下}$

【現行制度】 $(35 \text{ 万円} \times \text{世帯に属する被保険者数と特定同一世帯所属者の合計数}) + 33 \text{ 万円以下}$

↓
恒 久 化

(2) 特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等（第 5 条の 2、第 7 条の 3、第 21 条）

特定世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯（移行後 5 年目までの間に限る。））に対して、世帯別平等割額を 2 分の 1 軽減する措置に加え、特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯（移行後 6 年目から 8 年目までの間に限る。））においても世帯別平等割額を 4 分の 1 軽減する措置を講ずるもの。



(3) 施行日 平成 25 年 4 月 1 日

予算関係

議案第 68 号 平成 25 年度南相馬市一般会計補正予算について